

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)964	原審裁判所名	広島高等裁判所松江支部
事件名	土地家屋所有権移転登記手続請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)99
裁判年月日	昭和 40 年 10 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 6 月 17 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 19 卷 7 号 1731 頁		

判示事項	売買契約の要素に錯誤があるとされた事例。
裁判要旨	不動産の売主が、代金の一部の清算について、買主との間で、売主はその兄が買主に対して負担する借入金債務を引き受け、これと代金債務とを対当額で相殺する旨特約した場合において、当該売買契約は右借入金債務の弁済をも目的として締結されたものであるのに、買主は該債務の債権者ではない等同契約に関し原審の確定したような事情（原判決理由参照）があるときは、右売買契約の要素について売主に錯誤があつたものというべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人田中秀次の上告理由について。</p> <p><u>本件当事者間に本件土地および附属建物の売買に関する本件契約が成立するにいたるまでの経緯について原審が確定した諸般の事情のもとでは、本件契約締結に当り被控訴人（被上告人）には要素の錯誤があつたものというべく、本件売買契約は無効である旨の原判示は正当である。したがって、原判決に所論の違法はなく、所論は、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するにすぎないから、採用できない。</u></p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外）</p>

※参考：判例タイムズ 184 号 122 頁、判例時報 427 号 25 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO201 頁